

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年7月7日付けで行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

税務署からの還付とされる本件入金については、請求人による申請や受け取りの覚えはない。本件口座のキャッシュカード及び通帳はそれ以前に処分（紛失）しており、〇〇福祉事務所は2014年11月時点の、請求人の説明（還付金の手続は、2013年以降、頻繁に請求人の自宅に出入りしていた女性（現在、音信不通）か、あるいは悪意ある第三者によるものである。）に対し、「了承、返還は要求しない。」との決定を下していたのに、なぜ、これを覆すのか。

仮に、状況的に請求人のものとみなされたとしても、控除額、必要生活費（支払済家賃）についての、考慮検討がなされていな

い。また、徴収決定額について、具体的算定方法の説明がなく、合計金額が書かれているだけであり納得できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月20日	諮問
平成29年 4月21日	審議（第8回第2部会）
平成29年 5月23日	審議（第9回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (2) 法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況

につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」とされている。

(3) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、（平成26年7月1日以降の分については）その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

(5) そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法78条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」等が挙げられている（問答集問13-1（答）②）。

同じく問答集によれば、法78条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を

行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23（答）(3)）。

- (6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の3によれば、不正受給に対する徴収金への「加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。」とされ、「徴収金への加算については平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についてのみ100分の40を乗じた額以下の金額を上乗せして徴収できるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については当該加算措置の適用はないことに留意すること。」とされている。

- 2(1) これを本件についてみると、請求人は、保護開始後、担当者から収入申告義務を含む生活保護制度の説明を受けていること及び無収入申告書を提出していることから、何らかの収入があった場合には、所長に対して収入申告の義務があることを認識していたことが認められる。

これに対して、請求人は、本件入金についてこれを否定し、税金の還付手続は第三者によるものであり、キャッシュカードも通帳も紛失したなどと主張している。

しかしながら、税金の還付請求の手続はその性質上、本人（ないし本人からの委任を受けた者）以外が行うことは極めて

困難であって、審理員の調査によれば、担当者が請求人に本件口座に係る預金通帳の再交付を勧めたものの、請求人は特段の理由を示さずにこれを拒んでいることが記録上認められることからしても、請求人の主張に理由がないことは明らかである。

- (2) そして、請求人名義の本件口座の取引記録等によれば、請求人は保護期間中に本件入金を得ているにもかかわらず、これについて所長に申告していなかったこと、及び担当者の質問に対して虚偽の回答を繰り返していたことがそれぞれ認められる。

そうすると、本件は「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」（上記1・(5)）に該当するものと判断される。

そのため、処分庁は、法78条を適用して、本件処分に係る徴収金額の算定に当たり、徴収の対象期間を「平成25年12月1日から平成26年2月28日」（本件対象期間）までとし、本件入金の本件対象期間の支給済保護費計226,440円を超えなかったことから、本件入金に相当する過払い保護費を徴収することとし、徴収決定額を「206,786円」としたことが認められる。

また、本件入金は、課長通知の3に基づき、平成26年7月1日以後に支払われた保護費の徴収金への加算措置（100分の40）の適用対象外であり、同措置の対象とはならないものと認められる。

- (3) 以上のことから、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものということができ、違算等の事実も認められないから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

3 請求人は、〇〇税務署に対して国税の還付手続を行っておらず、手続を行ったのは第三者であって、また、本件口座の通帳、キャッシュカードは紛失しているから、本件入金（還付金）については知らない、また、福祉事務所は、返還要求はしないと決定している。さらに、本件処分では、控除額などが検討されておらず、徴収決定額の算定方法の説明がないなどと主張する。

しかし、請求人の本件入金に係る主張に理由がないことは、上記2のとおりであり、また、所長が本件入金に関し返還を求めないとした事実は認められない。そして、請求人は、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者と認められるのであるから、本件入金について各種控除を適用することは適当ではなく、その全てについて徴収の対象とすべきであり、また、処分庁は、本件入金についての担当者による請求人への事実確認等を考慮した上で、本件入金の全額に相当する支給済保護費について、法78条の規定に基づきこれを徴収する旨の本件処分をしているのであって、これらのことは、本件処分に係る担当者と請求人との交渉経過及び本件処分通知書の記載から見ても明らかであるから、結局のところ、請求人の主張はいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来